【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（標識の掲示）

第三十六条の二　金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

２　金融商品取引業者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（標識の掲示）

第三十六条の二　金融商品取引業者等は、営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

２　金融商品取引業者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

（改正前）

（新設）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第四十二条　削除

（改正前）

第四十二条　証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、大蔵省令で定める標識を掲げなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第四十二条　証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、大蔵省令で定める標識を掲げなければならない。

（改正前）

第四十二条　証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第四十二条　証券業者又はその代理店は、営業所又は代理店ごとに、その見易い箇所に、証券取引委員会規則で定める標識を掲げなければならない。